

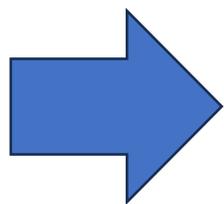
【増設・協力会社現場監督員が固形物処理室3に移動途中、階段を踏み外し左足ふくらはぎを挫傷】 【第2報・最終報】

- 発生日時：令和6年(2024年)10月19日(土) 15時30分頃
- 発生場所：増設施設 階段1-1(処理棟1階) (非管理区域)
- 公表区分：Ⅲ
 - ・環境への影響：なし
 - ・作業員への影響：あり(左腓腹筋挫傷)

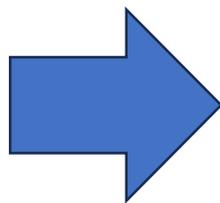
事象概要	発生原因	再発防止対策
<ul style="list-style-type: none"> ・プラズマ分解炉保全委託会社(以下、S社)の現場監督員Aは現場作業が終了し、プラズマ分解炉室(処理棟1階)から固形物処理室3(処理棟3階)へ移動する途中で左足を階段から踏み外し、その際左足ふくらはぎを挫傷した。 ・現場監督員Aが左足を階段から踏み外した場所は、階段1-1(処理棟1階)の1階4段目。(資料1参照) その際、現場監督員Aは右手で階段手すりを持ち、左手は何も持っていなかった。また一人で移動しており、電話等も使用していなかった。 ・階段を踏み外した当日は左足ふくらはぎに違和感がある程度であったため、そのまま退社したが、翌日(10/20)朝起床すると痛みと腫れを認め、夕方には左足ふくらはぎの痛みが増し、腫れもひどくなってきたので、S社所属長に電話連絡した。S社所属長が救急外来の受診を指示したため、現場監督員Aは製鉄記念室蘭病院を受診、飲み薬と湿布薬を処方されるとともに10/21(月)に精密検査を受検するよう指示された。 ・現場監督員Aは、10/21(月)に同病院で精密検査を受検し「左腓腹筋挫傷」と診断された。 ・精密検査後、現場監督員Aは出社し事務作業に従事した。 	<ul style="list-style-type: none"> ①人的要因として、現場監督員Aは、つま先を意識せず階段を上ったこと。 ②S社の組織・管理的要因として、階段昇降時の注意喚起をしていなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) S社では次の再発防止対策を行うこととした。 <ul style="list-style-type: none"> ①人的要因への対策として次の教育を実施することとした。 <ul style="list-style-type: none"> ①-1、協力会社作業員を含めS社関係者全員に、階段昇降時の指差呼称を指導した(11/7実施済み)。 ①-2、厚生労働省のホームページ上で公開されている「STOP! 転倒災害プロジェクト」の資料を用いて教育を行った(11/7実施済み)。 ②組織・管理的要因への対策として次の項目を行うこととした。 <ul style="list-style-type: none"> ②-1、S社協力会社作業員への入構教育時(JESCOへの送り出し教育のこと)の資料に階段昇降時の指差呼称ルールを明記し、指導する。 ②-2、工事期間中、週に1回、S社現場監督員により階段昇降時の指差呼称の実施状況を確認し、定着するまで継続する。 ③その他の対策として、処理棟内で使用する安全靴のつま先に「▲」のマークを付け階段昇降時に足の位置に注意が向くようにした(11/1実施済み)。(資料2参照) (2)JESCO/北海道事業場では次の再発防止対策を行うこととした。 <ul style="list-style-type: none"> ①緊急対策として、S社に対して安全対策課員が階段の昇降時等危険個所での基本動作について注意と指導を行った(10/21実施済み)。 ②上記【再発防止対策】(1)②に関して、安全対策課員がS社現場監督員に対し基本動作(特に指差呼称)に関するトレーニングを行い、S社の再発防止対策の効果向上に資するようにした。同時に、JESCO所員もこのトレーニングに参加させ水平展開を図った(11/7実施済み)。

資料 1 増設施設/階段 1-1

階段 1-1 で左足が 4 段目を踏み外し 3 段目に着地し、ふくらはぎを挫傷した。



拡大写真



資料 2 安全靴つま先シール

- ・安全靴のつま先に「▲」のマークを付け、つま先への意識向上を図る。

